

呉市地域公共交通協議会規約の一部改正について

1 改正理由

令和2年11月27日に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号の一部を改正する法律）が施行され、従前の「地域公共交通網形成計画」が「地域公共交通計画」に改正されたこと及び公共交通事業者等に自家用有償旅客運送者が加えられたこと等に伴い、呉市地域公共交通協議会規約の一部を改正するもの。

2 改正内容

第1条中、「地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）」を「地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）」に改める。

第2条第1号から第3号まで中「形成計画」を「公共交通計画」に改め、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

第4条第1項本文中「委嘱又は任命をした日の属する年度の翌年度末まで」を「4月1日から翌年度末まで」に改める。

3 規約新旧対照表

別添参照

4 その他

本規約の一部改正は、令和3年7月1日から適用する。なお、令和3年度中に委嘱又は任命された委員の任期については、委嘱又は任命された日から令和5年3月31日までとする。